

北本市住宅等リフォーム工事資金補助金 交付申請書兼請求書の添付書類チェックリスト

※工事完了から90日以内に申請していただく必要があります。

添付書類		確認欄	備考	
全 員 提 出	①市税の完納証明書 (申請受付以前30日以内に取得したもの)		市役所1階税務課で取得できます。	
	②建物登記事項証明書 (所有者が複数人いる場合は「共有者の同意書」の提出が必要になります。)		建物所有権及び登記された建物であることを確認します。 「さいたま地方法務局鴻巣出張所」で取得できます。 ☎：048-541-2370	
	③見積書等のコピー		工種ごとの内訳が分かるものを提出して下さい。	
	④請負契約書等のコピー			
	⑤領収書等のコピー		領収書の他にATMの振込明細書等も可。	
	⑥着工前及び工事完了後の現場写真 例) 外壁全面を塗装する場合は東西南北4面の写真		見積書に記載がある場所を、ビフォー・アフターが分かるように撮影してください。 着工前の写真がないと、申請できません。	
該 当 者 の み 提 出	所有者が複数人いる場合	共有者の同意書	※	
	建物を高齢者等の憩いの場、子ども食堂等リフォームする場合	事業計画書	※	
	建物を賃借している場合	住宅等の所有者の同意書		※
		申請者の住民票の写し (申請受付以前30日以内に取得したもの)		市役所1階市民課で取得できます。
	別居している親世帯・子世帯が今回の工事をきっかけに同居し、補助限度額の加算を受ける場合	親世帯・子世帯の関係を証明できる戸籍謄本の写し		
		申請者と親世帯又は子世帯全員の住民票の写し		全員が補助対象住宅に異動済みのもの。 ※申請受付以前30日以内に取得したものに限りです。
	昭和56年5月31日以前の建築確認で建物された場合	地震対策をしたことを証せる書類 例) 耐震シェルターの写真		詳細については窓口や電話にてご相談ください。
委任状			申請者以外が申請の手続きをする場合は提出して下さい。 (任意書式)	

※書式が決まっています。北本市HPからDLするか、下記担当窓口でお渡しいたします。

■その他不明な点等あれば、下記担当窓口にご相談ください。

担当窓口

建築開発課 営繕・住宅担当

☎：048-594-5574